

鹿島学術振興財団 2020 年度 国際共同研究援助 募集要項

1. 趣旨

当財団の援助対象研究分野における、独創的、先駆的な国際共同研究を援助することにより、我が国の学術の発展並びに学術の国際交流、国際的に活躍する研究者育成等に寄与することを目的とします。

2. 援助対象研究分野等

工学を含む自然科学、人文・社会科学、学際融合的な分野における下記の研究領域が主な対象となります。

- (1) 都市・居住環境の向上
- (2) 国土・資源の有効利用
- (3) 防災・危機管理の推進
- (4) 文化・自然環境の保全

※ (1)～(4)に関連する社会システム、情報技術等先端技術の活用に関するものを含む

3. 申請資格

- (1) 申請代表者は、日本の大学等の研究機関に所属する常勤の研究者であり、海外の大学等の研究機関の研究者グループと共同で研究を行う研究者グループの代表者とします。
- (2) 応募に際しては、原則として国内の共同研究者グループ間、並びに海外の共同研究者グループとの間で研究計画に関する基本的な合意がなされている必要があります。

4. 募集期間

2019年7月1日～10月31日（財団事務局に必着）

5. 援助金額及び援助期間

- (1) 1件当たり援助金は、継続期間（2年目）を含めて原則1,000万円以内とします。
2020年度募集では、2件の採択を予定しています。
- (2) 援助期間は原則2年までとします。
- (3) 今回募集の援助対象となる研究期間
2020年4月～2021年3月

(4) 2年目の継続援助について

財団に提出される「中間報告書（兼継続援助申請書）」により、改めて内容を審査の上、採否、援助金を決定します。

2年目の継続援助を希望する場合は、初年度申請時に希望の有無を明示してください。

6. 援助金の使途

- (1) 援助金は、原則として日本人研究者グループの研究費用が対象になります。日本人研究者グループの研究に伴う海外共同研究者グループの旅費等については対象とすることができます。
- (2) 援助金には、研究に必要な設備備品費、消耗品費、研究者の旅費、謝金、印刷製本費、運搬費、会議費等を含めることができます。ただし、設備備品費は原則として援助金額の30%を超えないものとするとともに、当該研究の実施に直接必要なものに限ります。
- (3) 援助決定後、援助金の使途を変更（年度援助金額の30%を超えるような場合）する必要がある場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。事前の連絡がなく変更した場合は、援助の取り消し、あるいは援助金の返還（全額または一部）を求める場合があります。
- (4) 当財団は、援助金の一部を所属機関への間接経費とすることについては、これを想定しておりません。

7. 申請手続

- (1) 申請代表者は、申請書類に必要事項を記入後、直属の所属機関長（学部長、研究科長、研究所長等）の承諾印を押印の上、直接、財団事務局にお送りください。
- (2) 申請代表者は、当援助が決定した際の共同研究実施の確認のため、海外の共同研究グループの代表者より研究課題等が記載された署名入りの同意書面（書式は自由、メールにても可）を取得し、申請書類にそのコピーを添付してください。
- (3) 募集要項、申請用紙は当財団ホームページよりダウンロードできます。
- (4) 申請書は片面印刷で作成してください。

8. 選考方法

提出された申請書等に基づき、選考委員会での選考を経て理事会で決定します。なお、選考の過程で面接による審査を行うことがあります。

9. 選考結果の通知

2020年3月下旬に文書により通知します。

なお、採択者の援助決定金額は申請額を下回る場合があります。

10. 研究実施報告等の提出

- (1) 採択された研究代表者は、各年度援助期間終了時に実施報告と会計報告を提出していただきます(別に定める様式による)。
- (2) 財団の所定の実施報告とは別に、継続援助期間を含む援助期間終了後1年以内に、海外の共同研究者グループとの共著論文・出版(英文等)等、研究成果にふさわしい方法により、成果報告の提出をお願いいたします。
- (3) 当援助による研究成果の発表は自由です。ただし、論文等には当財団からの援助であることを記述してください。また、中間報告及び実施報告は、当財団年報に掲載させていただくと共に、当財団の研究発表会等での発表をお願いすることがあります。

11. その他

- (1) 当財団の研究助成または研究者交流援助の受給期間中に、当援助を重複して受給することはできません。
- (2) 採択された研究課題、研究代表者名等については、当財団のホームページ等に公表いたします。
なお、申請者の個人情報、ご本人への必要な連絡、選考手続等の目的以外には使用しません。
- (3) 採択後、援助条件に違反する事項が明らかになった場合は、遡って採択の取り消し、援助金の返還(全額または一部)を求めることがあります。

以 上